

学校法人西養寺学園寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人西養寺学園と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を岐阜県各務原市川島松原町 2 7 4 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

(設置する学校の名称)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
(1) かわしま学びの庭
(2) 大野幼稚園

(収 益 事 業)

第 5 条 収益事業は、当分の間行わない。

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 6 条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理 事 6 人
(2) 監 事 2 人

2. 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。
理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
(1) かわしま学びの庭園長及び大野幼稚園園長。
(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人。
(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人。

2. 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第 8 条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 監事は、次の号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務を監査すること。
 - (3) この法人の財産の状況及び業務の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、寄附行為違反する重大な事実があることを発見したときは、これを岐阜県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (6) 学校法人の財産の状況又は業務の状況について理事会に出席して意見を述べること。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の役員は、各役員についてその配偶者又は親族（その他特殊な関係がある者）が1人をこえて含まれることになってはならない。

2. この法人の監事には、この法人の理事、評議員若しくはその親族（その他特殊な関係がある者）又は職員（園長及び職員を含む。以下同じ。）がふくまれることがあってはならない。

3. この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条に於いて同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を越えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会に於いて理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第13条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事会)

第14条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、理事をもって組織する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
7. 理事会に議長をおき、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
9. 理事会は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。但し、第12項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りでない。
10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
12. 理事会の決議について、直接利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の職務)

第15条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事長の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第18条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。

3. 評議員会は、理事長が招集する。

4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7. 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその会議を開き、議決することができない。

9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

10. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11. 議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集にする事項
- (9) 園長の選任
- (10) 園則の改正
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者2人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者2人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者9人

2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職員を失うものとする。

3. 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(理事規定の準用)

第25条 第13条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第26条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

(解任及び退任)

第26条の2 評議員が次の各号の一該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産、収益事業用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び備品又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。

5. 寄附金品について、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産、収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下、「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下、「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算等)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会年度開始前に、理事長が編成して、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算等)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書、事業報告書及び監査報告書を事務所に備えておき、この法人の設置する幼稚園に在園する者の保護者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

- 第 38 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員分の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 岐阜県知事の解散命令
2. 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあたっては、岐阜県知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあたっては、岐阜県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

- 第 39 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

(合 併)

- 第 40 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て岐阜県知事の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 41 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て岐阜県知事の認可を受けなければならない。
2. 私立学校法に基づく届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て岐阜県知事に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

- 第 42 条 この法人は、第 35 条の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備え置かなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
 - (3) 理事会及び評議員会の議事録
 - (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (5) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人西養寺学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	三 宅 晃 允
理 事	野 田 弘
理 事	水 野 重 一
理 事	三 宅 たかゑ
理 事	横 山 さく江
監 事	川 瀬 清 七
監 事	野 田 健 壽

2. この寄附行為は、学校法人設立登記の日から施行する。

3. この寄附行為は、昭和44年9月5日から施行する。

4. この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。

5. この寄附行為は、昭和48年4月1日から施行する。

6. この寄附行為は、平成6年3月1日から施行する。

7. この寄附行為は、岐阜県知事の認可の日（平成17年3月23日）から施行する。

8. この寄附行為は、岐阜県知事の認可の日（平成23年6月23日）から施行する。

9. この寄附行為は、岐阜県知事の認可の日（平成29年6月16日）から施行する。

10. 平成30年3月30日岐阜県知事の認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。